



福岡医発第 3523 号 (地)
令和 4 年 3 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集
(追加) の送付について

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」につきましては、地域医療介護総合確保基金（介護分）の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する事業制度として、これまでも本会から実施要綱等のお知らせをしております。

今般、本事業に係る Q & A について、追加の内容が示された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、これまでの Q & A は、下記の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

- ・厚生労働省ホームページ（「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 168)

令和 4 年 3 月 11 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集
(追加) の送付について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」につきましては、地域医療介護総合確保基金（介護分）の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する事業制度として、これまでも本会から実施要綱等のお知らせをしております。

今般、厚生労働省より、本事業に係る Q & A について、追加の内容が示されましたのでご連絡申し上げます。

なお、これまでの Q & A は、厚生労働省ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省 HP 内（「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」について）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html

【添付資料】

○介護保険最新情報 Vol.1039

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集（追加）の送付について」

（令 4.3.4 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1039

令和3年3月4日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 4 日

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別添のとおりQ&Aを追加しましたので送付いたします。貴都道府県において本事業の運営にご活用していただければと存じます。

また、事業所等が提出する申請書や添付書類について簡素化を図るなど、事業所等の負担軽減にご配慮いただけますようお願いいたします。

引き続き本事業の適切な運用にご協力いただけますようお願い申し上げます。

（参考）本事業にかかる厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html

令和3年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q & A 集（令和4年3月4日追加）

No	質 問	回 答
1	実施要綱3（1）イ（ア）の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば訪問介護事業所において1回の訪問介護に係る介護職員への給料と同程度の水準とすることや、または各介護サービス事業所・施設等や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。	手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えありません。
2	実施要綱3（1）イ（ア）の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。	補助の要件を満たした上で、国に協議（個別協議）し、承認を受けた場合、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。
3	対象事業所・施設等の要件である感染者の発生や濃厚接触者への対応について、感染者や濃厚接触者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、事業所等から当該証明書の提出を求める必要があるか。	医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしておりません。（例えば、事業所等から感染や濃厚接触者となった経緯等の簡単な報告を求めることにより確認を行っている例があります）